

保険会社向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ－４ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－４－３ 苦情等への対処（金融 ADR 制度への対応も含む。）</p> <p>Ⅱ－４－３－３ 金融 ADR 制度への対応</p> <p>Ⅱ－４－３－３－１ 指定紛争解決機関（指定 ADR 機関）が存在する場合</p> <p>Ⅱ－４－３－３－１－２ 主な着眼点</p> <p>（略）</p> <p>（１） 総論</p> <p>① （略）</p> <p>② 公表・周知・顧客への対応</p> <p>ア. （略）</p> <p>イ. 手続実施基本契約も踏まえつつ、顧客に対し、指定 ADR 機関による標準的な手続のフローや指定 ADR 機関の利用の効果（<u>時効中断効</u>等）等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。</p> <p>（２） （略）</p>	<p>Ⅱ－４ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－４－３ 苦情等への対処（金融 ADR 制度への対応も含む。）</p> <p>Ⅱ－４－３－３ 金融 ADR 制度への対応</p> <p>Ⅱ－４－３－３－１ 指定紛争解決機関（指定 ADR 機関）が存在する場合</p> <p>Ⅱ－４－３－３－１－２ 主な着眼点</p> <p>（略）</p> <p>（１） 総論</p> <p>① （略）</p> <p>② 公表・周知・顧客への対応</p> <p>ア. （略）</p> <p>イ. 手続実施基本契約も踏まえつつ、顧客に対し、指定 ADR 機関による標準的な手続のフローや指定 ADR 機関の利用の効果（<u>時効の完成猶予</u>等）等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。</p> <p>（２） （略）</p>

保険会社向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－２－２ 子会社等</p> <p>Ⅲ－２－２－３ 保険会社の貸付金等に係る担保財産の保有・管理会社（自己競落会社）の取扱い</p> <p>保険会社の貸付金等に係る担保財産の保有・管理会社について、以下の点に留意した取扱いとなっているか。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該会社の業務遂行にあたって以下の点は遵守されているか。</p> <p>① (略)</p> <p>② 動産の保有等</p> <p>イ. 動産は多種多様であり、その保有等により想定されるリスクも多岐に亘ることを踏まえ、当該動産の種別、特性に応じ、当該動産の保有等により生じうる管理責任や瑕疵担保責任等のリスクを適正に把握・分析・管理し、これらのリスクに適切に対応するための態勢を整備しているか。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－２－２ 子会社等</p> <p>Ⅲ－２－２－３ 保険会社の貸付金等に係る担保財産の保有・管理会社（自己競落会社）の取扱い</p> <p>保険会社の貸付金等に係る担保財産の保有・管理会社について、以下の点に留意した取扱いとなっているか。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該会社の業務遂行にあたって以下の点は遵守されているか。</p> <p>① (略)</p> <p>② 動産の保有等</p> <p>イ. 動産は多種多様であり、その保有等により想定されるリスクも多岐に亘ることを踏まえ、当該動産の種別、特性に応じ、当該動産の保有等により生じうる管理責任や<u>契約不適合責任</u>等のリスクを適正に把握・分析・管理し、これらのリスクに適切に対応するための態勢を整備しているか。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>